

## 令和7年度 第3回 清瀬市環境審議会（報告）

日 程：令和8年1月15日（木曜日）

時 間：午前10時から午後12時まで

場 所：清瀬市役所 4階 研修室2・3

出席委員：服部会長、渡邊副会長、田口委員、長田委員、今田委員、  
村野委員、芦澤委員、織田委員、船木委員

事務局：新井環境課長、竹内環境政策係長、河西、山下

### 議題

- (1) 第2次環境基本計画実行計画の実施状況について
- (2) パブリックコメントの実施結果について（報告）
- (3) 第3次清瀬市環境基本計画の答申（案）について
- (4) 第3次清瀬市環境基本計画実行計画（案）について
- (5) 第3次清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（案）について
- (6) その他

### 配布資料

- ①【資料1】令和6年度環境基本計画実行計画 事業進捗表
- ②【資料2】第3次清瀬市環境基本計画（案）に対して提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方
- ③【資料3-1】第3次清瀬市環境基本計画の答申について（案）
- ④【資料3-2】第3次清瀬市環境基本計画（概要版）（案）
- ⑤【資料3-3】第3次清瀬市環境基本計画（案）
- ⑥【資料4】第3次清瀬市環境基本計画実行計画（案）
- ⑦【資料5】第3次清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（案）
- ⑧【資料3補足】第2回審議会における質問事項とその回答
- ⑨【資料4補足】第3次清瀬市環境基本計画実行計画（案）説明資料
- ⑩【資料5補足】第3次清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（案）説明資料
- ⑪【補足資料】事前質問に対する回答

## 議事内容

(1) 第2次環境基本計画実行計画の実施状況について

- ・事務局より、【資料1】に基づき報告を行った。

### 【意見及び質疑応答】

無し

(2) パブリックコメントの実施結果について（報告）

- ・事務局より、【資料2】に基づき報告を行った。

### 【意見及び質疑応答】

#### ①（委員）

パブリックコメントによる意見（No. 4）について（「基本方針3 自然共生、基本施策2 生物多様性の保全・活用」に関する部分）、生き物の新たな生息域の創出をすすめるための具体的な取組事例はあるかという質問に対して、市は「開発に伴う緑地の整備や民有地の緑化促進による新たな生息域の創出を図る取り組みを推進しています。」と回答しているが、この内容では不十分な印象を受ける。

市では、ナラ枯れ対策などにより木の伐採を行っているが、伐採に対する植樹が不十分であり、結果として生き物の生息域が減っている。緑地の減少は、地球温暖化の進行要因となることは勿論であるが、それだけでは無く、樹液を餌とする昆虫の減少、昆虫を餌とする鳥類の減少など、生態系が崩れる原因となることも十分に理解いただきたい。

#### （事務局）

緑化促進や生物多様性の保全などに関する施策は、水と緑と公園課が所掌する「みどりの基本計画」において総合的に定めており、今後も、連携を図りながら取組を促進していく考えである。

(3) 第3次清瀬市環境基本計画の答申(案)について

- ・事務局より、【資料3-1、3-2、3-3、3補足】に基づき報告を行った。

【意見及び質疑応答】

①(委員)

「気候変動適応計画」に掲載している気象データについて、距離的に近い埼玉県所沢市の観測所データでは無く、府中市の観測所データを採用しているが、理由は東京都内のデータであることか。

(事務局)

そのとおりである。「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と同様に、東京都内で一番近い府中市の観測所データを採用した。

②(委員)

「【資料3-2】第3次清瀬市環境基本計画(概要版)(案)」(以下、「概要版」)の内容が、前回審議会(令和7年10月開催)で示された案と比較して見やすく改善されたと考える。

③(委員)

「概要版」を市民に配布する予定はあるか。

(事務局)

戸別配布する予定は無い。市公式ホームページへの掲載、市役所窓口等での公開を予定している。

④(委員)

計画内容について、市民の関心と理解を得るための取り組みが重要である。多くの市民に計画全文を読んでもらうことは現実的に難しいため、内容に興味を持ってもらうためには、行政からの働きかけが重要であると考えます。

(事務局)

「概要版」を活用してスマートフォンでも見やすいような情報発信や、環境・川まつりなどのイベントでの周知啓発などを検討していきたい。

⑤（委員）

環境・川まつりについて、以前は、環境まつりと川まつりが別途に開催されていたが、一つのイベントに統合されたことにより、川遊びイベントを中心とした子どもの遊び場としての役割に偏ってきており、環境啓発事業としての役割が弱くなっているように考える。

市民まつりについても、以前は環境保護団体として参加していたが、出展料の上昇により参加できなくなった。行政からも、環境保護団体が出展しやすいように配慮をお願いしたい。

⑥（委員）

例えば、市の公式ホームページに環境に関するクイズを掲載するなど、市民が興味を持ちやすい方法を用いた環境啓発を工夫すると良いと考える。

⑦（委員）

「気候変動適応計画」について、計画本文の「第3章」に課題を掲載し、それに対応する施策は、「第4章」の「基本方針1 気候変動」に掲載する構成になっている。2章にまたがる構成は見づらいつと感ずるため、次回の環境基本計画の策定時には、「気候変動適応計画」は独立して策定することを検討すると良いと考える。

⑧（委員）

環境施策として、緑地の保全は重要であるが、その反面、管理が不十分な雑木林などは廃棄物の不法投棄などのリスクにもつながる。緑地管理の方向性を明確にすることが重要であると考えず。

（事務局）

不法投棄に関する相談件数は多くないが、市では、不法投棄を防止するための啓発看板の掲載や現場確認などを実施している。

(4) 第3次清瀬市環境基本計画実行計画(案)について

・事務局より、【資料4、4補足】に基づき報告を行った。

【意見及び質疑応答】

①(委員)

市民、事業者の意識啓発や行動変容に関する目標について、達成状況をどのように指標管理していくか検討が必要だと考える。例えば、「環境に関するイベントへの参加率」の目標について、実際に参加した人に限らず、イベントの内容を知っている人や今後参加したいと考えている人についても調査対象に含めることで、実際に行動を起こす前の意識変容についても評価が可能になる。市政世論調査の調査項目を工夫することで、把握が可能になると考える。

②(委員)

市内一斉清掃などの事業により、市民団体などによるまちの美化活動を推進していくことが大切だと考える。

(事務局)

市では、毎年5月に市内一斉清掃を実施しており、今後も活動を推進していく考えである。

③(委員)

市民への啓発として、環境に関する取組に対してポイントを付与するなど、インセンティブを与える仕組みが有効だと考える。買い物に使用できるポイント付与などの個人に対する還元に限らず、市民による取組の達成率により図書館に本が寄付されるなどの社会に還元される仕組みも、達成感の醸成につながり効果的だと考える。

④(委員)

市民の再エネ導入を促進するために、太陽光発電システム設置者を対象に減税やポイント付与などのインセンティブを与える制度を検討してはいかかかと考える。

- (5) 第3次清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（案）について  
・事務局より、【資料5、5補足】に基づき報告を行った。

【意見及び質疑応答】

①（委員）

令和8年度から「リバースオークション」という手法を用いて公共施設への再エネ電力導入を予定しているとのことだが、このリバースオークション制度について、どのような種類の電力が対象になるのか伺いたい。また、計画案では、市の事務事業における再エネ電力導入率について、2030年までに60%を達成することを目標指標として設定しているが、現実的に達成が可能であるのか、改めて伺いたい。

再エネ電力とは、温室効果ガスの排出量が全く無い又は極めて少ない電力に限定されるものであり、温室効果ガス排出量が従来の化石燃料由来の電力と比較して少ない低炭素電力を導入する予定の場合は、目標達成が困難であると考えられる。

（事務局）

リバースオークションの制度自体は、再エネ電力に限らず火力などの従来電力も対象とするものであるが、今回市では、再エネ100%電力を条件として、総務課が所管する16施設を対象に、リバースオークションを実施した。市の温室効果ガス排出量の大部分を占める市役所本庁舎、しあわせ未来センター、市内小中学校などが対象施設であるため、計画案の目標指標の達成は可能であると見込んでいる。

②（委員）

市役所本庁舎としあわせ未来センターについて、蓄電池の設置が無いとのことだが、今後設置する予定はあるのか伺いたい。

（事務局）

非常用電源が設置されているため、蓄電池は不要であり、設置予定は無い。

③（委員）

計画期間について、5年間の計画期間中に環境審議会や市の事務局の人員体制が入れ替わることを考慮すると、計画期間を3年間などの短期間にするこ  
とで、計画策定から評価までのプロセスを効率化できるのではないかと考え  
る。

（事務局）

国と東京都が定めるゼロカーボン達成に向けた中間目標年度である2030  
年と整合性を図るため、5か年計画（2026年度～2030年度）で策  
定した。

（6）その他

（事務局）

環境課長より御礼と挨拶を申し上げた。

環境審議会委員の任期は令和8年3月末で終了するため、令和8年2月以降  
に、委嘱依頼及び公募委員の募集を実施する予定であることを説明した。

以上